

東京都市大学行動規範

東京都市大学は、教育研究機関に課せられた社会的使命や公共性を認識し、職務・役割の遂行に際して誠実で高い倫理観に則り、教育・研究活動を通じて本学の使命を達成するため、次の行動を実践する。

(社会貢献)

1. 社会からの要請に十分応えることのできる人材を育成するとともに、研究成果を社会に対して積極的に還元することにより、よりよい社会の実現に貢献する。

(人権尊重)

2. 健全かつ公正な教育・研究環境を維持するため、自由、公平、透明性、公開性の担保された環境を確立するとともに、お互いの個性や能力を尊重した行動を取り、差別や不当な取扱い、ハラスメントなど相手の人格と尊厳を侵害するような言動を行わない。

(不正防止)

3. ねつ造、改ざん、盗用等の不正な行為やこれに加担する行為を行わないこととともに、不正行為を未然に防ぐ研究環境の整備に努め、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(教育向上)

4. 自由な発想と真摯な姿勢を確保しつつ、自身の職務を評価・点検し、適切な改善を施すことによって、教育・研究の質の向上に努める。

(情報保護)

5. 職務上知り得た情報については、適正かつ安全に管理し、守秘すべき情報を明確に意識・把握し、正当な理由なくして第三者に漏らすことはしない。

(法令遵守)

6. 法令や学内諸規程等を遵守し、研究資金等を適正に使用するなど、公序良俗に反する行為を行わず、疑惑や不信を招くような行為を慎み、良識に従って行動する。

(利益相反)

7. 企業や団体等との関係で有する利益や責務が本学における責任と衝突する状況に十分注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。